

～春日井市都市緑化推進事業補助金～

民有地での緑化活動に助成！

地域においてまちを緑あふれる魅力的なものにするため、市内の市街化区域や市街化調整区域内で市民や民間事業者等が行う緑化活動を応援します。

1 実施内容等

民有地の建物や敷地の緑化事業で、必要な要件を満たすものを対象とします。

(1) 対象となる事業と経費

屋上緑化・壁面緑化・空地緑化・駐車場緑化・生垣設置及び民有樹林地活用型の各事業で、植栽、植栽基盤、かん水施設や表示板設置に必要な費用を対象とします。

ただし個体の生育期間が2年を見込めないものは除きます。

(2) 必要な要件

- ① 屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化は、緑化面積が50平方メートル以上の緑化工事
- ② 生垣設置は、延長15メートル以上の緑化工事
- ③ 関係法令に基づく緑化事業の場合、定められた緑化率に2%を加えた割合を上回っていること
- ④ 民有樹林地活用型は、樹林地面積の4分の1を超えない面積。ただし50平方メートル以上（既存民有樹林地は200平方メートル以上）の緑化工事
- ⑤ 次の表に記載する要件のいずれかを満たすこと

事業区分	要件
屋上緑化・壁面緑化 空地緑化・駐車場緑化	・誰でも見ることができる、管理者の了解を得て見ることができるなど公開性があること。 ・中、高木が植栽された面積が、緑化面積の25%以上占めていること。
生垣設置	・生垣延長のうち、公道等に接する長さ（接道延長）の割合が50%以上あること。 ・1メートル当たり2本以上植えられており、地面から0.9メートルの高さがあること。

(3) 補助金額

対象経費の2分の1以内（上限500万円）で、次の要件の範囲内です。

屋上及び壁面緑化	緑化面積 (㎡) × 3万円	空地緑化	緑化面積 (㎡) × 1.5万円
駐車場緑化	緑化面積 (㎡) × 2万円	生垣設置	生垣の延長 (m) × 5千円

※算定した補助金額が10万円未満（生垣設置は3万円未満）の場合は、補助金を交付しません。

2 申請期間及び申請場所

期 間 当該年度の4月1日から12月28日まで（12月28日が休庁日の場合は直前の開庁日まで）
8：30～17：15（土日祝日を除く）

場 所 公園緑地課（市役所7階）

※予算に達した時点で終了します。

※申請前に必ず公園緑地課にご相談ください。

問い合わせ 建設部公園緑地課 Tel.0568-85-6281